

障 第 2 4 4 3 号
令和6年11月7日

一般社団法人 福井県身体障害者福祉連合会
会長 橋本 輝男 様

福井県健康福祉部障がい福祉課長

貴団体からの要望事項について（回答）

日頃から、障がい者福祉の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年9月17日付け身障連第56号にて要望のありました件について、下記のとおり回答させていただきます。

記

○福井県共生社会条例および障害者差別解消法の普及啓発を強化してほしい。
○障がいや障害のある者に対する理解を促進するためのハンドブック等の作成をお願いする。

【回答】県では、できることから始めていただく「できルール」をキャッチコピーとしたポスター等を作成するとともに、現在、好事例等の取材活動を進めている。年明けからは、「できルール」パネル展などの開催も予定しており、従来から実施している出前講座等の取組みと併せて、条例や法の理念および望ましい対応等について、民間事業者を含めた県民に広く根付かせていく。

また、今年度は、県から各市町に、障害者週間における活動の呼び掛けを行い、啓発活動やイエローライトアップ等をともに実施することとした。貴団体としても、県や市町との連携をよろしく願いたい。

○広域路線バスなどの公共交通の確保により、障がい者等の移動手段の確保をお願いしたい。

【回答】県では、バス事業者からの減便の意向が伝えられてから、事業者や市町等と協議を重ね、事業者から申出があった減便数に対し、平日では2割以上の減便をとりやめることができたものの、減便となる路線等では、利用者への影響が出ていると認識している。

このため、これまで新規採用者への奨励金支給や合同説明会の開催支援など、運転手確保に努めてきたが、9月補正予算により、二種免許取得支援の拡充など、運転手確保の強化を図るとともに、廃止路線等の代替交通の確保に対する支援を盛り込んだところ。

今後も、バス路線の維持や復便、代替交通の導入に向けて、事業者や市町と連携して、運転手確保を進めていく。